

会議録

名称	令和元年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和元年6月3日（月）午後2時から午後4時まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、いいじま、金井、岩崎、 かいでん、山田、伊藤、深山、荘島、倉島、上田、佐藤、平尾 （区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、健康推進課長、保育課長、建築課長
傍聴者	なし
配付資料	＜事前配付資料＞諮問事項の資料 ＜席上配付資料＞平成30年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第16期）
会議次第	1 区からの委嘱 2 会長あいさつ 3 諮問事項 （1）電子申請手続きに係る個人情報の取扱いについて （2）LGWAN回線を利用したメールの送受信に係る個人情報の取扱いについて （3）目黒区内ブロック塀等基礎調査業務の外部委託等における個人情報の取扱いについて 4 報告事項 （1）平成30年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について 5 その他

発言の記録	別紙のとおり
-------	--------

令和元年度第1回審議会発言記録>

- 1 区からの委嘱
- 2 会長あいさつ

会長	<p>定刻になりましたので、遅刻のご連絡をいただいている方以外は全員おそろいでございますので、早速、令和元年度第1回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を始めたいと思います。</p> <p>それでは、議事に入る前に次第の1、区からの委嘱について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>初めに事務局から委員の改選についてご報告を申し上げます。先の4月21日に区議会議員選挙が執行されましたことに伴い、5月29日付で区議会選出の委員の皆様につきまして、区長より新たに委嘱がされましたので、紹介を申し上げます。</p> <p>また、目黒区立中学校PTA連合会選出の委員につきましては、4月2日付で辞職のお申し出がありましたので、同連合会より新たな委員の推薦をいただいて、区長から委嘱させていただいたところです。新委員の皆様には、略儀ではございますが委嘱状を机の上に置かせていただいておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>目黒区では、5月1日から10月31日まで、夏季における軽装化、節電ビズを実施しております。原則として上着やネクタイを着用いたしませんので、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>現在の出席者は21名中18名ということで、定足数を満たしております。</p> <p>本日は傍聴の申請はない状況でございます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。審議会の運営について、新任の委員の方々もいらっしゃいますので、改めてご確認をさせていただきたいと思うんですが、審議会の運営についてご確認いただきたいんですけども、守秘義務というものがございます。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするという項目がございますので、いま一度ご確認させていただきたいと思います。</p> <p>本審議会は、区として意思決定の過程にある事業等の個人情報の取り扱いを審議いたします。仮に審議会の資料について、行政情報の開示請求がございましたも、区としては目黒区情報公開条例第7条第3号エに基づき不開示とするものです。また、情報セキュリティ保護の観点からも、委員会で配付された資料を公表することはお控えください。審議の内容等を審議会以外の場でお話になったり、ご自身のホームページで公開したり、SNS等で拡散したりすることは、委員としての守秘義務に反することとなりますので、厳に慎んでいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>一言、お願い申し上げます。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思いますので、各委員の発言は、明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。</p> <p>本日もお暑うございますので、熱中症等に気をつけて、水分補給は適宜行っていただければと存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、事前にお送りいたしました資料ですが、資料番号1番から3番までとなります。</p>

	<p>それから、本日、席上に配付いたしました資料が、資料4として報告事項の資料、資料5として前回の答申文、それから、資料6として本日の諮問文、最後に先ほどご確認いただいた名簿と座席表がございます。</p>
会長	<p>では、次第に沿って議事を進めてまいります。次第の3、諮問事項（1）電子申請手続きに係る個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>

3 諮問事項

（1）電子申請手続きに係る個人情報の取扱いについて

区側	<p>（資料により説明）（約9分）</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請手続きに関する禁煙外来の補助事業を電子申請で行うということと、今年度だけでも延べ83件も利用されておりますので、個別に諮るのではなく、今後一括して運用したいということです。その承認という、1つのテーマに2件の諮問が含まれているところがございますが、ご検討のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>はい。</p>
委員	<p>事業内容についてお伺いしたいんですが、今年度50名を対象ということですが、郵送の登録と、郵送申請と電子申請があって、それで申請後の登録の可否を決定するんですが、その可否については、どういう基準で決めるのかということと、それから、2つ目は、3の（3）に関わって、助成金の交付申請、請求とありますが、禁煙外来治療を終了した申請者ということですけども、終了したという概念はどういうように考えるのか。例えば終了したけどもまた喫煙が始まってしまったとかということもあるかと思うんですよね。どういう概念で終了したということにして助成金をお支払いするのか。</p> <p>それから、3つ目は、これは今年度初めてでしたっけ、来年度以降も続くということでしょうか。その3点。</p>
区側	<p>それでは、3点のご質問にお答えいたします。</p> <p>1点目の可否の基準なのですが、まず、要綱上は二十歳以上で登録申請時に目黒区在住の方ということになっておりますので、住所要件の確認をさせていただきます。それから、以前にこの制度で助成を受けたことのない方という項目がございますので、そのことも確認をさせていただきます。初めてなので、この2点目については今回どなたもいらっしゃらないわけですが、その2点を確認させていただいて登録の可否となりますので、それ以外のものではねということとは想定しておりません。</p> <p>それから、2点目の禁煙外来の終了の概念でございますが、禁煙外来治療と申しますのは、お医者様のほうで一定のプログラムがございます。おおむね3カ月間に5回の診療を受けて、それで終了というものですので、5回分の医療費等の領収書を出していただくことで終了ということを確認いたします。そこまでたどり着いた方は助成申請をしていただけるということで、その後のことは問うているものではございません。</p> <p>それから、3点目の来年度以降はということでございますが、今年度初めての事業でございます。単年度で今、予算取りをしております。所管としては来年度以降も続けたいとは考え</p>

てございますが、来年度についてはこれからの話になります。

委員 ちょっと加えて、今の住所要件なんですけど、住所要件ということがあって、例えば50人を超えた場合には、また先着順ですか。

区側 まずこれ先着順ということでございます。ただ、先行して行っております他区の状況などを見ますと、登録をした方で禁煙治療、5回、最終までたどり着く方が半分程度と聞いておりますので、枠は50人分でございますが、登録はかなり多目に取らせていただく予定にしております。

委員 なるほど。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。

委員 第1のところ、事業計画なんですけれども、多分助成金が出るなら挑戦するという方がかなり増えてくるかなと思うんですけども、周知の仕方を教えていただきたいのと、あと、医師会と連携していると思うんですけども、お医者さんとかで勧めていただけるのかどうかということと、治療をやっている医師のほうからの禁煙外来のほうからの申請ってできるんでしょうか。

区側 それでは、今の2点ですが、周知の方法でございますが、6月末の区報でまずは周知をさせていただき予定にしております、同時にホームページ、あるいは区の掲示板等で周知を行ってまいります。

それから、医師会との連携でございますが、既に医師会のほうにはこういった事業を始めるということでご説明をさせていただいております、目黒区内に禁煙外来をしていらっしゃる医療機関が52ございます。そのリストもつくってございますので、禁煙外来医療機関にはパンフレット等を送らせていただいて、医療機関での周知もお願いするということになってございます。

それから、申請のほうは、ご自身がしていただくものになりますけれども、医療機関のほうから勧めていただくことも含めて協力をお願いしているところでございます。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。はい。

委員 第2のところなんですけれども、今回、条例の第17条の部分については、包括的に承認をいただきたいと、審議会からの、その内容なんですけれども、平成17年の改定のときに、この17条については、基本的に、基本的というか、区の電子計算組織と国やほかの地方公共団体等の電子計算組織等、通信体制、その他の方法によって結合してはならないと。ただし、審議会の意見を聞いて、実施機関が特に必要であると認める場合はこの限りではないということですから、審議会がオーケーすればいいですよというようなことになるんですけども、この17年の改定のときには、区側の判断として、この部分についてはこのまま残すべきだというふうに判断をしましたよね。一方では、そのときには、ICT関係のそういう制度が発展しているということについて、この情報が果たしてどうかということについては、当時の条例の見直しの検討会の中でも検討していくというような指摘があったんですけど、このたびこのような包括的に承認をいただきたいという提案ですから、何がしかの検討があったというふうに思う

んですが、どのように検討されてきたのか、改めてお伺いしたいと思います。

区側

では、私からお答えいたします。今回包括的にご承認いただきたいという内容、かなり今回は、共同運営を利用する電子申請のサービスに限ってご承認をいただきたいという内容でございます。また、この共同運営の電子申請でございますが、これまで、先ほど申し上げたとおり、項目数も増えてまいりましたし、実際の申請件数も昨年度中に4,000件を突破したというところでございます。随分利用も拡大してきたということでございます。ついては、平成17年とおっしゃいましたとおり、社会情勢も随分変わってきてまして、サービス項目も申請される方も増えてきた、こういうことを踏まえまして、包括的にご承認をいただきたいということで、今回お諮りしているものでございます。

委員

会長いいですか。

LGWANのこのたびの電子自治体共同運営協議会との関係ということですが、包括的にということになってしまうと、例えば17条の、なぜ外部の電子計算組織と結合してはならないかということ、情報の改ざんとか、毀損、漏えい等の事態が発生したときには取り返しのつかない、権利侵害になりかねないということが1つあるわけですね。先ほどLGWANについてのいろいろな説明を受けましたけれども、しかしながら、ここにも業務の内容にかかわらずというふうに指摘をされているので、今回のように、住民の福祉に資するようなそういう利用については、私も反対はしませんけれども、しかし、業務の内容に関わらずということ、今、申し上げましたような住民等の権利や利益を不当に侵害するおそれがないかどうかということ、それぞれの案件についてチェックするということができなくなってしまうということですよ。要するに、さっきのLGWANの説明について、全面的に信頼せよということになってしまいかねないと思うんですが、その点について、やはり業務の内容にかかわらず、包括的に審議会としてパスせよということは、今の段階ではちょっと行き過ぎではないかと感じるんですが、その点どうかということですね、あと、東京電子自治体共同運営協議会ですが、この個人情報の保護体制やその利用状況というのはどうなっているのか。それは区として把握をしているのか。また、審議会にそういったものについても提出するつもりはあるのか、その辺についてもお伺いをしたいなと思います。

区側

では、お答えいたします。

初めに、確かに情報漏えい等起こったときには取り返しがつかないということは、委員ご指摘のとおりかと存じます。そこで私どもとしましても、無条件に何でもかんでもいいということではなく、これはあくまで審議会において個別に審査することはこれから省略させていただきたいというものでございまして、ノーチェックで通るということではなくて、電子申請に関しましては、私どものほうで所管しておりますので、所定のチェックというものは今後私どものほうで行っていきたく。これまでも申請あるたびに、私どもがチェックした上でということでございますが、今後、こちらで適切な確認をしていきたいと考えているところでございます。

ちょっと2点目なんですけれども、利用状況確認というのか、協議会の説明体制というのは具体的にどういうことかわからなかったんですけれども。

委員

じゃあいいですか。前段の部分ですけれども、そういうことであれば、じゃあ区が何にこの東京の、例えばいろいろな施策があって、その中の何を東京電子自治体共同運営協議会のこのLGWANのシステムを使って、外部結合をしようとしているのかということについて、審議

会がチェックできなくなるじゃないですか。そういうのが一切、包括的にというと、個別、目黒区として、例えば今日は禁煙外来のことがあるんですけども、じゃあ今度目黒区としてこういう施策について外部結合をやりましょうと、そういう区の立場について、審議会としてチェックできるという機関がまずなくなるということは1つあると思うんです。じゃあその結合の相手方の状況がどうかということについて、これは2点目に聞いたかったことなんですけども、少なくとも結合の相手方に対しては、その個人情報保護の体制やあるいは利用状況というのがどういう状況なのかということについて、区がきちんと把握をして、場合によっては、審議会にきちんと相手方の情報、セキュリティーの問題だけでなく、利用状況についてもどうかというような判断の材料がないと、相手方に対して果たして信頼できるかどうかというようなことは、私たちとしてもチェックできないと思っているので、その辺がどうお考えなのかということで質疑をしているということです。

区側

お答えいたします。

私どもとしては包括的にご承認いただきたいということでご提案申し上げておりますけれども、引き続き審議会にて個別にご審議が必要であるということでご意見頂戴するのであれば、そのとおりに引き続きお諮りしていきたいと考えているところでございます。

2点目ですが、相手方の利用状況でございますけれども、こちらにつきましては、協議会のほうで、総会には部長級の職員、それから、運営委員会などについては、課長級の職員が会議に出席しまして、その中で状況等の報告を受けているところでございます。

区側

補足させてください。東京電子自治体共同運営事業についてなんですけれども、これは東京都と東京都内の市区町村全部が参加をしている都内の自治体による事業主体でございます。民間がやっているわけではないんですね。運営とかサーバーとかコンピューター管理は民間の専門の方にやっていただいておりますけど、東京都と市区町村がやっていると。大きな業務は2つございまして、1つは電子調達ということで、電子入札、公共事業の入札でございますけれども、これをどこの自治体に、例えば事業者登録をしてもほかの自治体でデータを共有するとか、電子上で入札をする、談合防止とかそういったところでやっている、電子調達を一緒に行っているのが一つです。

もう1つは、電子申請と言いまして、私どもは83件ですが自治体によっては200も300もやっているところもあります。さまざまな役所への届け出とか申請というものを、この共同のデータセンターを使って、共同システムを使って、効率的かつ安全に申請をして手続のやりとりをしようというものでございます。マイナンバーとかいろいろ最近出てますけど、これとは全く別のものでございます。少なくともこの電子共同運営という事業主体は、我々と、目黒区と同等以上、むしろ我々よりしっかりしたセキュリティを持ったところです。私どもの区もメンバーになっておりますので、今、課長のほうが言いました総会とか運営委員会とかそういったところで会議をし、しっかり検討し、応分の運営経費の負担も私どもが分担金と支出をしていると。言ってみれば、団体が共同でやっている公共的な組織といったほうがよろしいと思うんですけど、そういうところだということをご説明しておきます。

もう1つ、LGWANというのは、自治体間を結ぶ専用の通信回線でございます、いわゆる家庭でやっているネットの通信環境とは違うということは申し上げておきます。

それから、LGWANの例えば国保連合会とかですね、そちらとの情報通信のやりとりもしているところだということでございます。

委員

会長、いいですか。

それはよくわかっているつもりですけれども、しかしセキュリティ云々というのはもちろんありますし、今後このLGWANのシステムを使って東京の電子システムの枠組みの中で広がっていくことであろうとは思っていますけれども、しかし、先ほどから言っているように、この協議会というのは、目黒区の組織とは、幾ら目黒区が負担金を払って加盟しているとはいえ、独立した団体が運営しているシステムなわけですから、当然、区のほうが把握しているということがあっても、我々が東京電子自治体協議会がどういう保護体制をとり、利用状況を行っているのかということは報告されないと知り得ないということなので、この17条のところにある審議会がオーケーすれば外部結合しますよというふうに、それを包括的にと言われても、やはり信頼性を持ちようがないということは私たちにとっては言えると思いますので、それはやはりきちんとした報告を受けない限り、協議会のシステムについての信頼性を判断する場というのはないので、私としてはこの部分については反対だということは言わざるを得ません。

委員 よろしいですか。要は改善されたところがあるのかという質問をされて、申しわけないですけど説明のときに、回数なり件数が増えたからいいというのはなかなか聞きにくいということだと思えますよ。ですから、包括的にも構わないんですけども、そこにいわゆる改善点少しつけ加えていただいて、こういう改善があったからいかがでしょうかという文章というのは、いかがでしょうか。

委員 改善点というものがあればそれを示していただくというのもあるかと思うんですが、私は改善点ということよりも、そもそも外部結合先であるこの協議会の利用状況や保護体制というものについて、LGWANは大丈夫だと、セキュリティも万全だと言われてもよくわからないということを申し上げたいと思っています。

会長 私からも1件質問なんですけど、LGWANで大分外部結合の話がこの審議会でも個別に審議をしてきたところなんですけど、今までLGWANで事故、事件等が起こったことはございますか。

区側 私が知る限りではございません。

会長 ありがとうございます。どうぞ。

委員 今のご議論にもやや関連するんですけども、この本事業、そもそも第1の禁煙外来のところの個人情報の扱いと、それから、LGWAN以降、結合するところの問題が2つ一緒になっちゃってるからちょっとややこしいんですけど、そもそも禁煙外来の事業ですけど、これを個人情報で第1の4のところこういうのが扱えますよというのがあるんですけども、この情報を区でお取りになって、ただ、それはLGWANを通じて住民の方々が申請されるんで、LGWANを通じて来ることになっているというのが1つあるわけですよ。そこにLGWANの問題が絡んでくると。

1つ、私がこれを読ませていただいて、よくわからなかったのは、この第1の4のところの個人情報を、誰が、要するにLGWANの中の協議会のサーバーの中でストックされるのか、あるいは区の事務局にストックされるのか。それで、その管理責任は誰にあるのかというのがいま一つよくわからないという気がいたしました。それはいつどういうふうに移動して、それで、いつどの時点で消去されるのか。いつまで管理責任はどなたにあるのかというのが明確になっていないということと、もう1つ、先ほどの議論で、LGWANを通じて協議会のほうに

アクセスしていただくということなんですけど、そこはある意味では、実施主体が区が入ったとしても、区とは別の実施主体なので、そこ自体の個人情報の取り扱い規定があれば、今のご質問については明確にお答えできるので、すっきりするのかなということですね。

セキュリティの問題はまた別の問題であって、個人情報をどういうふうにそこが扱うのか、区が要らなくなったときは全部消去されるとすれば、どういうふうな形で消去されるのか、その協議会の責任者の目がどういうふうに個別の部署に、どういうふうに管理が行き届いているのかというのが、おそらく協議会の中にも取り扱い規定があるんだとは思いますが、そういうものを提示されれば、ああ、こういうことだなということが明らかになってくるのかなという気がいたしました。その2つがないと、確かに禁煙外来のときの個人情報の取り扱い、若干、不明確に思えるなというところがあるような気がいたしました。

LGWANは、確かに誰がどういうふうに責任を持っているのかというところが、規定があるのであれば、それをお出しいただいたほうが、事件があった、ないというのは、それは事後処理なので、事前にこういう体制はとられているというのがあれば、より情報としてはいいんじゃないかなと思いました。

包括のほうは、それがあって、LGWANがきちんとしているのであれば大丈夫だということを含括的にやるというようなところで、包括の前にそここのところがクリアできないと、包括審議をするのかどうかということも、なかなか難しいなと。そういう感じがいたしました。

会長 お答えをお願いします。

区側 まず、幾つかご質問がありましたので、情報がどの段階で目黒区に着くかということでございますけれども、大変申しわけありません、LGWAN側のほうで入力された情報がいつの段階で処理をされたということは、今こちらで把握をしてございません。でも、当然ながら、その情報を区が取得した時点で、取得した事項は区のほうの責任において管理されるものと理解しております。

また、LGWAN、東京電子自治体共同運営におけるセキュリティの基準でございますけれども、今回、こちらのほうでご用意していなかったのは大変申しわけございません。ご指摘を踏まえて十分検討したいと思います。

会長 よろしいですか。

委員 それで、この禁煙外来自体でお取りになる、今回の審議会の最も重要な課題である個人情報を区でお取りになって、50名あるいは50名を超える方が申請されるわけですね。50名の方々は助成金をお受けになるので、その後も管理していくということが必要になってくるわけですが、助成金をお受けにならなくて、脱落された方の個人情報の取り扱いと、50名の方の個人情報の扱いは若干違ってくるのかなという気がするんですね。

そうすると、脱落された方々と50名の方の個人情報の取り扱いをきちんとしてやらないと、いわゆる個人情報保護法の観点から、何かトラブルがあったときに、区はどうしているのかと言われたときに若干困るのかなという気がいたしますけれども、そこは、行政庁は問題ないんだというギャランティーがあればいいのかもしれませんが、私も素人なので、仮に民間の場合、問われた場合は、どうしてもそここのところきちんと答えなきゃいけなかったり、あらかじめこうなりますというのを、個人情報を提供していただくときに開示するようにはしているんだと思うんですけどね。

区側	<p>今、禁煙外来に提出した個人情報についてのご意見をいただきました。</p> <p>まず、助成金を受けた方は2回目は受けられないので、お一人1回ということですので、その方の情報については永年保存というか、事業が続く間は持つておく必要があるというのは考えていたところでございます。</p> <p>それから、一つご指摘をいただきました途中で脱落した方、この方たちは助成金を受けないので、再チャレンジということが1年を置いて、禁煙外来治療自体が1年、間を置かないと次の保険適用にならないので、おおむね1年は間をあくことにはなるのですが、それ以降はまた再チャレンジが可能ですので、その方たちは受けることができます。そういった途中脱落者の方の個人情報につきましては、適切な保存年限等について検討していきたいと思えます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>3点お伺いします。今の第2の同種案件の取り扱いについてですが、1点目、今回、包括的にも承認をすとなつた場合に、個々の案件について承認はしていなくても、今後、報告という形で、何の案件についてやりましたという情報をいただけるのかどうか。これが1点目。</p> <p>もし報告をいただけるのならば、それはどの時点でいただけるのか、この審議会においていただくのか、それともその前にサービスが始まっちゃうのであれば、事前に文書なりでいただけるのか、何かそこら辺の、もし報告のやり方についてイメージなどあればお聞かせください。これが2点目。</p> <p>3点目、この包括的に承認いただきたいということについて、私個人的には別にいいかなと思っているんですが、実際にこれまでこの場で承認を諮らないといけなかったことによって、例えば実務レベルでスタートが遅れたとか、そういう不都合がこれまであったのかどうか、そこの部分をお聞かせください。</p>
区側	<p>お答えいたします。まず、一括で今回ご承認をいただけるとしたら、そのご報告はありますかということと、あと、報告はどのようにということなのですが、こちらは一つの年度が終わりましたら、その次の年度の最初に、昨年度1年間このように実施しましたということで報告いたします。今回、年度初めですので、机上配付したものが、その報告書になっております。</p> <p>資料4-3をごらんいただきたいのですが、2の(1)の表で、条例項目別の運用件数ということで、こちらが一番右側が審議会一括承認ということで、目的外の利用ですとか、外部提供については一括でご承認をいただいておりますので、件数がございます。外部結合に対して、今のところ一括承認という項目はございませんので、件数としてはございません。</p> <p>その内訳なのですが、資料の大分後ろのほうで、資料4-20から29というのが一括承認いただいたものにどのようなものがあったかということで、一覧にして、1件ずつ委員の皆様にご確認をいただけるようなものとなっております。</p> <p>今のところ外部結合についてはもちろんこのような仕組みはないのですが、一括でご承認いただけたら、このような形で1年終わった段階で、次の年度にご報告するという、そのようなイメージを持っていただけるかと思えます。</p> <p>それから、それまでに開催できなく、事業の実施が遅れた場合等があるかということですが、私が把握している限りでは、こちらの審議のために事業の実施がおくれたという具体的な例というのはないのですが、例えば審議会の開催というのは毎月開かれるものではありませんので、昨年度、緊急のことがありまして、臨時で皆様にお集まりいただいたり、審議会の皆様のご負担が増すかなということと、あと、いろいろな申請方法、今回の禁煙外来では窓口と郵送と、それから、3つ目の選択肢として電子申請サービスというのがありますが、審議会が</p>

開けなくて、こういうふうにご審議いただけないとしたら、選択肢を2つだけにして電子申請は外そうかという形で事業を実施するというふうに判断している所管が、もしかしたらあるのかもしれない。審議会に諮るのにお時間かかり開始に間に合わないとする、実施方法として個人情報集め方、何通りかありますが、そこから電子は外そうと判断される場合がゼロではないのかなとは思いますが、1件1件聞いたわけではないので、何とも言えません。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかの方、よろしいでしょうか。

委員 実は私も第2について意見があったんですけども、今まで出ていた議論の中で、禁煙外来の事業について、まず、そこを検討するというのが一つ目の諮問内容だと思うんです。

そうしますと、そちらのほうの中で、先ほどから、問題になっておりますL GWANとか、そちらのほうの事業体で行われる結合先、こちらのほうの安全性についてはそこで判断することが可能なのかなと思っております。今日それでご説明いただければ、その判断が可能かというのが一つです。

もう一つ、第2につきましては、いろいろとご意見ありましたように、私も「業務内容にかかわらず」というのは、さすがに行き過ぎじゃないかと思っております。やはり、手元にあるこちらの方の「条例の解釈・運用」の中で見ましても、17条のところで検討要素としまして、結合の目的だとか、結合の相手方、結合の内容、方法、その他とあるんですが、結合の相手方につきましては、本日、第1のほうで議論すればある程度のところがわかると思うんですが、それ以外のところについて、包括的にいいですよというには基準がなさ過ぎると思っております。

つまり、簡単に言いますと、例えば今日承認させていただく事業と同様の内容のものであれば、また同じようなものを出せば、この審議会の中で同じ判断が出るでしょうと、このようなものが明らかなものについては包括的にここはお願いしたいとかという形で、何らかの基準を示していただいて、このような諮問をいただかないと、条例違反になるというおそれを感じられるんです。

一般的に、ただし書きにあるように審議会の意見を聞いてというふうになりますと、やっぱり実施機関のほうに特に必要があると認められる場合だけに初めて結合ができるんですけども、その、特に必要があると認める判断を恣意的にやらないようにするために、客観的に審議会でチェックしてくださいという、そういう制度だと思うんです。

その制度を崩さないような範囲の基準をしっかりとつけていただいて、例えば今回は外しておいて、次回、7月1日にございますから、7月1日に再度、第2の諮問をいただくとか、そういう形にしたほうがよろしいんじゃないかというのが、実は思っていたところのございます。

これは、次の2件目のところも全く同じ構成になっておりますので、諮問内容の中では基準が全くなさ過ぎるので、皆さんが心配されているように包括的にやって大丈夫なんじゃないかというのは、心配は拭えないというのはどうしてもありますので、例えば、もし区のほうで可能であれば、第1と第2を分けまして、第1だけは判断ができると思いますので、今日の判断にして、対象にして、第2につきましては、次回に整理された上でもう一回出されるというようなやり方もあるのではないかと、こう考えているところのございます。

会長 ありがとうございます。はい。

区側

2点目のほうから先に事務局として答えさせていただきます。

今回お諮りしているものは、東京電子自治体共同運営事業の電子申請サービスに係るものということで、電子申請の場合に取り扱う項目というのは、基本的に今回の禁煙外来で書かれているような住所、氏名、電話番号、生年月日、メールアドレスとか、あと、ほかの部署が既にやっているものと、講座の申し込みですと何番の講座の何番目がいいですとか、そういったことを申請するものということで、比較的個人情報の中では、軽微とは言えないですが、基本的な個人情報かなとは考えておりますので、こちらの資料で、「業務の内容にかかわらず」というと、何でもかんでもという印象がありますので、それが皆さんご懸念なさっていることかと思いますが、こちら条例の第16条で、電子計算組織への記録禁止事項という、いわゆるセンシティブ事項を取り扱う場合、非常に機微な情報という、そういうものも取り扱う場合につきましては、仮に電子自治体共同運営の申請サービスの中で、一般的な個人情報ではなくて、機微な情報を取り扱う場合は、それはもちろん別の条例になりますので、お諮りさせていただくというつもりでいたのですが、今回の資料ではそのことを表現し切れていなかったの、こういったことについては申請サービスを使い、こういったものは別途お諮りする、そのあたり明確に伝わるような形にできていなかったということが、今回、反省しているところでございます。

7月にも予定されていますので、もし本日、可能であれば、第1と第2を分けてご審議いただくということも重要なかと考えているところでございます。

区側

では、1点目についてでございますけれども、一定の基準をお示しできなかったということは私どもとしても反省点でございますが、少なくともこの件に関しまして、禁煙外来の内容については、諮問のとおり健康推進課長から説明されたとおりでございまして、ほかの申請と同様に十分な安全性が確保できているものと考えております。

会長

実際には、「業務内容にかかわらず」というところで何人かの委員から懸念のご意見をいただいたところでございますが、広報課長からもご説明がありましたように、今までも個別に審査した電子申請で取り扱う個人情報についてもあまり大きな違いがないということで、文章の説明の仕方が誤解を招く表現であったということがございますので、ここの表現を少し整理をさせていただいて、今回に関しては、第1と第2の点を一度切り離しをしたいと思えます。

この点はいかがでしょう。

会長

では、採決に移りたいと思いますが、第1の禁煙外来の補助の点につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

区側

全員、18名賛成です。

会長

ありがとうございます。

では、第2の点につきましては、「業務内容にかかわらず」というところのご説明を、もう少しきっちりさせていただきたいと思えますので、今回、ここについては次回に先送りということで、審議継続とさせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

委員

それでいいと思うんですけども、若干気になりますのは、LGWANというか、協議会の管理体制のペーパーがあったら、それはお出ししていただいたほうが審議会としても安心なん

	<p>です。今までお出しになっているのかもしれませんが、少なくともこのメンバーで見たことがないので、それがあれば、全く包括審議とは別に、安心して手を挙げられるんですけど。</p> <p>若干、先ほど申しましたように、LGWANのほうで管理体制がどうなっているのかと、今回出すデータをどういうふうに扱うのかというのが、いま一つ明確にならないところが、手を挙げたけど、というのが正直なところですよ。</p>
会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>差し支えない範囲で、相手の関係もあると思いますので、東京電子自治体という共同運営事業に関する追加資料等があれば、その際に添付していただければと思います。</p> <p>では、第2の包括承認の件については、審議継続とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>第1の点については、諮問を可とさせていただきます。</p>

(2) LGWAN回線を利用したメールの送受信に係る個人情報の取扱いについて

区側	(資料により説明) (約5分)
会長	<p>ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>私のほうから1件、よろしいですか。目黒区は現在、紙ベースで提供しているということなんですが、これは、要するに鍵つきのかばんか何かを持って東京都まで、例えば書類が1枚しかないときでも、直接都庁まで電車で届けに行っているという趣旨ですか。</p>
区側	<p>こちらは、都庁と目黒区役所を往復する専用の車両がございまして、車で文書を運ぶものでございます。</p>
会長	<p>この件でも、目黒区だけは専用車を使って都庁まで運んでいる。</p>
区側	<p>はい。今、この事業を行っているのが、目黒区を含めて8区ございまして、ほかの7区は既に電子メールで、LGWANメールで対応しています。目黒区の場合には、本審議会にまだかけていなかったもので、こちらのほうの承認をいただいてからメールで送ろうかと考えておりましたので、お話ししているところでございます。</p>
会長	<p>車両事故等については、今までは起きていなかったですね。</p>
区側	<p>そうですね。私の知る限りでは起きておりません。</p>
会長	<p>大体、車で行くとはどれぐらいかかりますか、往復で。</p>
区側	<p>朝8時半にここを大体出るんですけども、都庁に着くのは9時ぐらいだったかと思います。30分程度で。</p>
会長	<p>向こうから帰ってくるときは、向こうから必要な書類を持って帰ってくるんですね。</p>

区側	そうですね。東京都から目黒に出される文書と、あと、目黒区以外の、ほかの自治体から目黒区宛ての文書が、東京都庁を経由して目黒区に届くと、そういったものでございます。
会長	そうすると、そこでもまた20分ぐらいかけて。
区側	そうですね。本件、交換便は委託で行っているんですけれども、その職員がこちらを出発して、文書を運んで、そこで各自治体への仕分けを行うと。
区側	ちょっと補足します。この都庁交換便ですけれども、これはベビーシッターのためだけの書類搬送ではなくて、日常的に都と区とか、区と区とか、ほかの自治体と、通知文だとか、書類だとか、いろいろな情報をやりとりしていますので、それを宛先ごとに封筒を入れて、それを車に載せて、郵便屋さんみたいにまとめて都へ持って行って、そこで他区の交換箱というか、ポストに入れ直して、また都の担当者が運んでという、人から人へ伝わっていく、その中の手紙の中に、このベビーシッターのものを送って、担当者のところまで届くというものでございます。これ用の、現金輸送とか、そういうものとは全然違うものになると。
会長	もちろん、そのとおりなんですけれども、そうすると、人力でやると半日ぐらいは平気で。
区側	そうですね。こちら交換便が一日に1本、朝の便しかありませんので、例えば昼ぐらいに送る手続をしたとしたら、翌日の配送になってしまいますので、最長で2日間かかることもあります。
会長	紙ベースでの提供をいまだにやっているというので、どれぐらいかかるのか、ちょっと疑問に思っただけ聞いてみました。 ほかの方々でも、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。はい。
委員	基礎的な、勉強不足で申しわけないですけれども、この事業は都が実施主体で、いつから始まっているのでしょうか。
区側	これは、一番先に始まったのは、東京都が開始したのは、平成30年12月だったかと思います。
委員	そうですか。まだ始まったばかりですね。なるほど。それで、その段階から目黒区も紙ベースで進めていると。
区側	そうですね。私どもが始めたのは平成31年2月からこの事業を開始しまして、東京都は12月から始めたんですけれども、準備ができた自治体から順次開始していきましましたので、目黒区は2月から実施しています。
委員	そういうことなんですね。わかりました。ありがとうございます。
委員	済みません、ちょっとイメージが湧かないんですけれども、今、この取り扱いというのは、区が集約した情報を東京都に提供する上で、電子媒体で送信をしたいということですよね。
区側	はい。

委員	ご本人の申請は紙ベースで区のほうに来るの。
区側	そうですね。利用を開始するときのご本人の申請は紙で。
委員	紙ベースで。一切、メールでいただいたりとか、そういう電子媒体でもらうということはないの。
区側	それはございません。
委員	わかりました。
会長	じゃあ。
委員	<p>お話をお伺いしていて、令和の時代のやり方じゃないなというのは感じていたんですけども、確認で、今回のこの「包括的にご承認いただきたい」というのが、先ほどの議題の包括的と違う点ということ言えば、先ほどは電子申請サービス、データセンターを委託されて管理している業者さんがいるということですね。</p> <p>今回に関しては、都と、それから、目黒区との間でただデータをやりとりするだけと、そこにインターネットは入らないということですから、私は、これは大きく先ほどとは違うんじゃないかなという感想を受けました。で、合っていますよね。そういう理解でよろしいですか。</p>
区側	お答えします。初めに電子申請等ですけども、電子申請等につきましては、サービスの委託事業者がいるということでございます。LGWAN回線を利用したメールの送受信は、区と目黒区の間でも、例えば機器やメールのソフトウェアを保守するとか、そういったところで事業者が全く入っていないかという、そういうことではないですけども、少なくともこの件に関しては、メールのやりとりを直接、目黒区と都で行っているものですので、間に別の事業者が入るといったことはないものでございます。
会長	よろしいでしょうか。ご意見等ないようでしたら。
委員	じゃあ、意見を。
会長	はい。
委員	今の件ですけども、いずれにしても、東京電子自治体共同運営事業者がやっているものですので、先ほどと同様、包括的という部分については、また継続審議にさせていただければと思っています。
区側	<p>よろしいですか。今のご質問で、これも電子自治体共同運営がやっているとご指摘ですけども、これは違います。</p> <p>先ほどのは電子共同運営で、アプリケーションサービスプロバイダ（ASP）が入っていますけれども、これはLGWANの回線を使ったメールの直接のやりとり、LGWANメールのやりとりです。</p> <p>ただ、LGWANといっても、私どもが使っているコンピューターも、我々はコンピューター</p>

一技術者じゃないので、専用のコンピューターの会社が保守、メンテをしているという点がありますが、これには電子自治体共同運営協議会は入っていませんので、先ほどのとは別のものということです。

ただ、2点目の同種案件というのは、このLGWANメール、例えば本区と東京都がやりとりするとき、今回はベビーシッターで出していますけれども、ベビーシッター以外の事業で、例えば高齢者向けの個人情報のやりとりが直接必要なケースだとか、障害者の話だとか、あとは普通の区民の関係の情報、そういったものということをお願いしているの、先ほどとは違います。

ただ、どういう内容かというものはケースごとの、詳細の整理は正直まだここもできていなくて、単純に通信手段としてLGWANを使った場合は認めてくださいという形なので、書き込みはちょっと足りないというご指摘があるのかなと思います。

会長 要するに、メールのやりとりをするために秘匿性の高い専用回線を使ってやりとりをするだけであるということですね。

区側 はい。

会長 ただ、「業務内容にかかわらず」というところでひっかかっておられる方もいらっしゃると思うので、この「業務内容にかかわらず」というのは、要するにLGWANのメール専用回線を使って、電子メールをやりとりするという程度のことを指しているということですよ。

区側 はい。

会長 はい。

委員 1点質問なんですけれども、LGWANについての高度なセキュリティを有した行政フラグメントワークというのを先ほどからお伺いしているので、それについて理解、確認なんですけれども、ほんとうに秘匿性があって、送信するときにセキュリティを守らなくてはいけない個人情報を送るというのはイメージが湧くんですが、これを取り出すときというのは、どういう管理下に置かれて、例えばどの案件については管理された人しかその情報を取り出せないという決まりがあるようなシステムなのか、それともある程度、一定の人だったら、東京都の個人情報、あるいは他区の個人情報にアクセスできるようになっているのか、そういうアクセス権限というのは、やっぱり細かく定められているものなんでしょうか。

区側 お答えいたします。アクセス権限ですけれども、基本的に外部とのメールのやりとりにつきましては、通常は係単位で設定しておりますので、担当の係の職員しか見られない。当然、担当の係ですので、その業務に携わっている人間のみが見られるというような設定でございまして、それが送られた係だけが見られるという仕組みでございまして。

また、必要に応じて参照する人間を限定した上で設定するというのも仕組みとしては可能でございます。

委員 その設定をする人間というのは誰なのかというのは。

区側 私ども情報課で設定のほうは行いますが、設定したものを、その後、情報課が見られるとい

うことは通常ございません。

委員 情報課さんで判断されて、権限をある程度絞って、業者に委託して。

区側 いえ。まず、そもそもどの範囲がデータを参照するのが適切かというのは、それぞれの課でご判断いただくことでございまして、そのご判断の前提で情報課の職員が設定を行っております。委託業者にその点は委託しておりません。

委員 ありがとうございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 済みません、おくれてきたので、第1の審議のところを最初から伺っていないのであれなんです。判で押したように、「業務の内容にかかわらず」という言葉がこちらでも出ていて、同種案件の取り扱いということが、イメージができないんですけども、具体的には同種案件の取り扱いで、業務の内容にかかわらずなくて、ここの範囲に入る、つまり、第2の問題に入るものとして想定されるものとしては、どんなものがあるのかなということを、伺っておきたいんですが。

区側 想定としましては、もうほんとうに行政の業務一般ということになりますので、「業務の内容にかかわらず」という点が、皆様ご懸念されているということは、これまでのご議論の中でも頂戴しているところでございます。

区側 補足よろしいでしょうか。

これまでの審議会で扱われた同種の案件と考えておりますものですが、さきの平成30年度中に合計で15件の諮問されたものがありました。その中で、LGWANがかかわるものというところと3件ありまして、その中で、今回お諮りするような、送受信に単純にLGWANの回線を使いますという、それは2件でした。

昨年度、ご出席だった方はご存じの案件もあるかと思うのですが、1点目が、6月に行われた在外選挙人住所確認システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合という、紙でやりとりしているものを電子でより早くできるという案件でした。

あと、12月に介護保険指定業務に係る電子計算組織の外部結合ということで、こちらのほうは、介護保険事業者をこれまで紙で管理していたものを電子で登録するという、その際にLGWAN回線を使うということでした。

介護保険のほうは事業者の指定ということなので、ほとんどが利用者情報、個人情報ではないのですが、中に一部専門職の方ですとか、事業所を運営する方の個人的な連絡先などが入る場合があるので、そのうちの個人情報を取り扱うものを送受信するという、そういったことでお諮りした、昨年度はその2件が同種のものということに該当するのかなと思います。

あと、29年度、大分前ですが、こちららもご紹介させていただきますと、平成29年度、1年間の諮問件数15件ありました。そのうちLGWANを利用したものが5件ですが、委託を伴うものとか、そうした組み合わせのものは、うち3件ありまして、純粋にLGWANでの送受信だけをお諮りしたものは2件ございました。

1件目が29年6月にこちらの審議会にお諮りしたもので、教育委員会で東京都に報告するもの、それこそ職員が電車に乗って紙を運ぶという、それが電子だったら瞬時にできるという

もので、多いときは1日に2回、3回行かなくてはならないという、そういったことがございまして、その際にご承認いただいたところでございます。

それから、29年7月の複数の課でお諮りした、収入済みデータの作成、口座振替業務ということで、目黒区が銀行のほうに口座振替のデータを渡すのに、それまで外部記録媒体に、それも特定のパソコンからでないで外部記録媒体に落とせなくて、そこで落としたものを銀行に持って行って処理してもらうという、それは非常に手間もかかるし、取り扱えるパソコンも限られるので電子で送受信できるようにしたという、そうした案件が1件あったということです。

それ以外は本人外収集という事項がありまして、外部提供にかかわるものとか、そういったものがある場合は複数の条例に該当するというので、ここもしLGWANが事前一括承認された場合でも、外部結合以外の部分がセットになるときは、引き続きこちらの審議会に諮らせていただくというものでございます。

昨年以前ご出席なさっていなかった方にはわかりづらいかと思うのですが、審議会の記録はホームページのほうに公開されておりますので、やりとりの記録などもご確認いただけるようになっております。

会長

今、補足がありましたように、メールの送受信の案件だけでも年間数件、定期的に上がってくるということでございました。

それでは、採決に移りたいと思います。

諮問事項2につきまして、2点含まれておりますが、ベビーシッターの外部結合の問題と、このように単純なメールの送受信の項について、両方含んで採決をしたいと思います。

このメールの送受信に係る個人情報の取り扱いにつきまして、賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

区側

賛成15です。

会長

反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

区側

賛成15、反対3です。

会長

はい。ありがとうございました。確認です。賛成が15名、反対3名。

委員

1点だけ補足で。

会長

はい。

委員

いろいろお聞きしておりまして、最初の提案のところもそうですが、今回の2番目のところの「業務内容にかかわらず」とか、「安全管理上特段の差異がないため」とか、「包括的に承認をいただきたい」という、こういう文言は、とても抽象過ぎて気になって、言いながらも賛成いたしましたけれども、今後の課題として、やはりセキュリティのところはどうも焦点が行っているような気がしてまして、基本的には個人情報をどうするかというのが、どうしてもネットとかかわりが出てきますので、ウェイトがネットワークのほうに行ってしまう、なかなか情報というのを、皆さんがスペシャリストではないので、その辺をもう少し丁寧にといいま

	<p>すか、あと、個人情報の条例の明記ですよね、情報をこの中に明記していただくと、両方を照らし合わせて即座に理解しやすいかなというところもあるので、それはお願いできるのであればというのは、ちょっと補足でございます。</p>
区側	<p>はい。頂戴したご意見を踏まえまして、今後どうしていくかに関しましては、改めて検討してまいりたいと存じます。</p>
委員	<p>ちょっと1点。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>私は、第1はいいと思うんですけども、第2は先ほどの1と同じように、あまりにも曖昧過ぎて、条例違反の可能性があるかと、さっき説明したとおりです。ですから反対させていただきました。第1だけだったら、これはオーケーだと思います。第2は、やはり無理があるだろうということで、反対させていただいたということです。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。委員のご発言については、きちんと記録をして、こういうご意見があったということ、きちんとご記録いただければと思います。</p> <p>では、賛成15名でございましたので、諮問については、可とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>

(3) 目黒区内ブロック塀等基礎調査業務の外部委託等における個人情報の取り扱いについて

区側	<p>(資料により説明) (約9分)</p>
会長	<p>では、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>今回のこの事業なんですけれども、法律の改正によって、本年1月から避難路沿道の一定規模以上のブロック塀については、所有者の耐震診断・診断結果の区への報告が義務づけられるという、今後避難経路等を指定するかどうかの資料として、この情報をとっていくんだということなんですけれども、先行してどこかほかの自治体、特に23区でこの事業をもう既に行っているのかどうかというのを、お聞かせください。</p>
会長	<p>はい。</p>
区側	<p>ほかの区では同様の調査を実施しているかということでございますけれども、実はこのモバイルマッピングシステムというのは、活用したというところはどこの区もありません。ただ、全域で調査をしたということで基礎調査といいまして、鉄筋探査まではしないんですけども、ある程度職員が見に行っただけで全域調査したのは品川区でございます。また、安全性も含めてそういったものを含めましたら練馬区、通学路のみに関しましては文京、北、板橋、そして多摩市でございます。やはりまだまだそういった区内全域を調べるのが、なかなか短期間でやるのは非常に厳しいと伺っております。ただ、目黒区といたしましても、今回助成事業を3年間の限定事業ということで、除却助成を行うということで、やはり今年度中に全部把握したいという</p>

のがございます。まずはそれが一番の目的でございます、先ほど申しました法律の改正につきましては、次の話ということで、広く皆様にこういったブロック塀が対象になった除却をぜひ行っていただきたい、少しでも加速したいという思いで、今回、こういう形で実施してまいりたいと考えました。

委員 私もすごく素朴な疑問なんですけど、確かにいざというときにブロック塀が人の命をも奪いかねないということで、去年の事件以降も、通学路含め目黒区内でもいろんな点検、あるいは周知を図ってきたところだと思うんですが、このモバイルマッピングシステム、車を走らせることによって、ある意味個人の資産の状況を見てこちらにデータを蓄積するというのが、ひっかかる場所があるなと思うんですけども、感覚的な問題で申しわけないんですけども、その辺どう考えていらっしゃるのか。

区側 これまでも個人の情報は、例えばホームページの情報とか、こういったデータを所有の方が意外と調べるのに活用させていただいているところではございますが、なかなか今回のこのブロック塀も、先ほど240件と申しましたけれども、助成の申請となったのも5月ぐらいのところでは20件ほど問い合わせがあって、今、助成に至っているのは10件ちょっとというところでございます。町会、自治会でお配りしたりとか、ホームページに広報とかを出しているんですけども、やはりまだまだ申請が少ないのかなというところで、こういった個人情報は建物の家屋調査とか、これまでもいろいろ活用してきたところではございます。ただ、この事業を進めるためには、なかなかそういった個人情報が出てくることもありますけれども、一人でも多くの建物をお持ちの方、ブロック塀をお持ちの方にお知らせしていきたいというところが私どもの狙いでございます。

委員 会長、すいません。

会長 はい。

委員 このデータを収集して、ここにもあるとおり、ある一定のブロック塀の所有者に関しては助成の案内をするなどのアプローチをすることで、それはこのデータをもとにアプローチしていくという考え方でよろしいのでしょうか。

区側 はい。そのとおりでございます。

委員 わかりました。

会長 よろしいですか。

委員 2点ほど。1点目は、今ご質問があったところと重なるんですけども、取り扱う個人情報が通行人の画像のみとなっているんですけども、やっぱり今のご説明でいきますと、いろんなものが映ってしまうと。そうすると、通行人の画像以外でもいっぱい個人情報となり得るものが出てくるおそれはないのでしょうか。これが1点なんです。例えば表札とか車のナンバーとかこれはオープンにしているから個人情報ではないよと取り扱っているところなのか、その辺はいかがでしょうか。

区側	<p>多分これまでも他社でやっているような画像処理の仕方というのがあると思うんですけども、私どもは、やはり非常に個人のプライバシーに関係するようなものが映り込むのではないかと懸念は持っています。今後、これから委託業者を決定していくんですけども、そういった細かいプライバシーに係るところに関しましては、なるべく取得範囲の規模を減らしていきたいと思っております。ただ、やはり主眼はブロック塀でございますので、ブロック塀の情報はとりつつ、個人の情報をなるべく見えないようにしていくところが非常に今回難しい部分ではあるんですが、委託業者はそれなりのノウハウを持っていると思いますので、その辺につきましては情報を取得しないようなやり方をしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>まさにおっしゃるとおりで、個人情報は何が出てくるかわからないので、ここに取り扱う個人情報を限定しているものですから、やっぱりもう少し今おっしゃったように広く捉えて、個人情報の取り扱いを業者さんとの間でしっかりと決めていただくといいのかなというのが1点です。</p> <p>もう1点は、資料3-9がちょっと意味がわからなかったので教えていただければと思うんですが、消去証明ということで、上のほうに所在地、法人名、代表者名、公印、下のほうにも同じように所在地、法人名、代表者印となっているんですが、これは奥書証明をイメージしているんですか。</p>
区側	<p>失礼いたしました。こちらにつきましては、この下の部分が誤記でございます。申しわけございません。上の部分だけでございます。</p>
委員	<p>そうするとなんですけども、この証明を出すのは受託業者ということになるんでしょうか。</p>
区側	<p>はい。そのとおりでございます。</p>
委員	<p>そうすると、それは確かに証明しましたよというのは、例えば第三者からこういう溶解だとか、破壊だとかいうことをしましたよという書類を添付して証明とするとかいうことはないんでしょうか。</p>
区側	<p>今のご質問でございますが、確かに当然ながら証明を出させる、私どもはそういった委託の中で、やはり業者が持つてはいけないというんですか、そういった書類に関しては、こういう書面を出させ、本来であればあってはならないことにならないように、その委託の段階でまずは全部消していただくということを強くうたうために、こういった書類を出させてもらっています。</p> <p>確かにそれ以外の知るすべとといいますか、なかなか難しいところではございますが、ただ、私どもとしては、こちらに関しましては、業者は一切それを持たないというふうに、こちらのほうで委託内容に書かせていただきます。</p>
委員	<p>多分おっしゃるとおりだと思うんです。例えば区の文書なんかを廃棄しますと、溶解したとか、そういう証明書を業者さんからいただいていると思うんですよね。そんな形で、この受託業者さんが自分で消去したとすると、誰もわからなくなっちゃうんじゃないかと。そうすると、区から行って目の前で壊したとか、そのぐらいまできちっとすると、個人情報の取り扱いとしては安心が出るんじゃないかなと思うので、できましたら、単なる証明だけじゃなくてしっか</p>

りと確証、確認しておく必要があると思いましたので、できたらそれをしていただければと思います。

会長 はい。

委員 いまひとつこの個人情報の収集の目的がわからないんです。ここに書かれてあるブロック塀等の除却を促進するための基礎資料として活用するということですがけれども、あくまでも所有者自身がブロック塀を壊していかなければ、それは促進にはならないわけであって、こういう資料を集めた上で何をなされたいのかということがわからない。例えば既に避難経路が決まっていますよと、避難経路の両側にあるところの危険なブロック塀はできる限り所有者が壊してください、新しいものにかえてくださいということだったら、そういう優先順位があるんだなということで納得するんですけども、何か目的が曖昧というか、一般化しているというところで、こういう新しい先進的なモバイルマッピングシステムなどを使ってやるということにどういう意味があるのかなと。それが安全を図るということでもいいことだとは思いますが、多分先ほども懸念がありましたように、同時に個人情報も出てきてしまうでしょうし、映ってきてしまうでしょうし、いろんな危険性、リスクがあることをあえてやることにどういう意味があるのかなということをまずお伺いしたいと。

それから、もう一つは、当然これが出てきているわけですから、公的なところの学校等の、あるいは行政機関等のブロック塀に関しては、もう既にやり終えたということで認識してよろしいのかどうなのかということで、2点お伺いしたいと思います。

会長 お願いします。

区側 それでは、まず1点目でございます。今回のこのブロック塀につきましては、もう30年ぐらい前に一度調査をやっているんですが、そのときもかなりの件数、万単位の件数がありました。先ほども申しましたように、私どもといたしましても、昨年で240件の問い合わせがあったんですが、まだまだ万単位のものが消化し切れていない。また、大体築年数が、昭和30年代のものもあるかもしれませんが、ほとんどが40年代で、非常にブロック塀が老朽化しているというのが、ほぼほぼ私どもが今まで調べてきた中でもございます。

そういった中で、本来の目的といたしましては、やはり老朽化したブロック塀を撤去していただく、それは一番大事な目的でございます。

先ほども質問ございましたが、これまでも学校単位で通学路のブロック塀を教育委員会のほうでも既に調査いたしまして、約300カ所ぐらい出ていました。ただ、先ほども言いましたように、全体的にまだまだブロック塀は区内で万単位であるということと、各避難所、小中学校に避難するのに当たりまして、当然ながら通学路もございまして、その後、また広域避難所に向かうに当たりまして、やはりいろんなところにブロック塀があるところを通っていかなければならない。そういったところで、私どもといたしましては、どうしても人力でやっていきますと、去年もそうでしたが結構時間がかかってまいりました。それを1年以内で調査し、危険な箇所を特定して皆さんにお知らせしていくことを第一的な目的としてやっていきたいというのが今回でございます。

そして、通学路に関しましても、今回の調査でカバーできるとも考えておりますので、こちらにつきましては、一刻も早くやっていきたいという思いの中で、今回、このモバイルマッピングシステムを活用していきたいということでございます。

あと、もう一つ、2番目の質問でございますが、これまで区内の、公的な施設に関して、こ

の道路前というものに関しましては既に撤去が終わっております。特に危険な箇所というところで全て終わっております。ただ、それ以外で、例えば区の施設の隣地側のほう、区の施設と民間の建物のところのブロック塀につきましては、ここも今、始めている状態でございます。昨年に始めているんですが、今年も数カ所やると伺っております。道路前にあるブロック塀というのが直接被害を受けるところでございますので、こちらにつきましては、区のほうは終わっていると聞いています。

委員 わかりました。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 はい。

委員 2点お伺いします。

1点目、取り扱う個人情報のところで、法務局資料の中に登記事項が入っていると思うんです。差し押さえですとか抵当権、根抵当権など。これがどうして必要なのかいまいちわかっていなくて、ブロック塀が危険な箇所を把握するための調査であれば、区がこういう情報を把握しているのは、今後そういう補助の関係ですか、申請の案内を出すに当たって大事かもしれませんけれども、こういった情報をなぜ事業者にまで与えないといけないのかについて、私はここからはわからなかったのを教えていただきたいと。これが1点目。

それから、こういった不動産登記情報を今まで外部の事業者さんに渡したような事例があったかどうかというところ、もし把握されていればお聞かせください。

区側 まず1番目でございます。基本的に確かに登記書類を見ますと、こういう個人の情報の中に根抵当、銀行の情報なんかも入ってまいります。我々が特に一番知りたい情報としては、まずブロック塀の持ち主の方、例えばその家の持ち主がなかなか捕まらないケースも結構これまでございました。そういった中で、手がかりといたしましたこの部分のところまで出てくるかと思いますが、ただ、ここまでの調査に至った、ブロック塀以外ではなかなか、確かにおっしゃるところの部分もあるかもしれませんが、今後やはり調べていく中で、ほんとにブロック塀、全部の方にお話が行き渡るかどうかわからない状況の中で、情報としては取得できるものを調べていきたいというのが私どもの考えでございます。

会長 お願いします。

区側 2点目。これまでにほかの業務で登記情報を取り扱ったことということですが、平成28年度に実施した空き家等実態調査の際に、所有者の情報を取得するために登記情報を取得するという委託業務を行った経緯がございます。

委員 1点目の関連なんですけど、区側がこういった登記事項を確認、情報を持っておくというのは、私は全然いいと思うんですけども、それを事業者に与えないとこの調査ができないのかというのが何かわからないんです。単純にモバイルで塀をはかって、例えば危険箇所があるかどうかの調査なのであれば、登記情報まで与える必要がどこにあるんだろうという。理解力不足な

	もので。お聞かせください。
会長	はい。
区側	登記情報、今回は区が一括して登記所から取得して委託事業者に渡すのですが、本来登記情報というのは誰でも閲覧できるものですので、区でないととれない情報を区が取得して委託事業者に渡すのではなくて、委託事業者に情報収集からお任せしますといたら、委託業務の一環として同様の情報をとることはできるものですが、今回電子媒体などを使う関係ですか、業務がより効率的に進められるように、登記所からの協力も得やすいということで、それで公用で取得して、データとして渡すというものと聞いております。
区側	補足でございますけれども、基本的にはやっぱりデータ整理をしていくということが第一に考えておりますので、もし仮に今おっしゃいましたように、とりあえずこれは誰でもとれるやつですが、そこがきちっと整理されておりました。
委員	ありがとうございます。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	17名賛成です。
会長	では、反対の方は挙手をお願いいたします。 (反対者挙手)
区側	反対が1名でございます。
会長	賛成17、反対1ということで、諮問については可とさせていただきます。どうもありがとうございました。

4 報告事項

(1) 平成30年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

区側	<p>それでは、資料4ですが、先ほど少しご覧いただきました平成30年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況の報告書でございます。資料4-1と4-2が情報公開の実施状況、4-3と4-4が個人情報保護制度の実施状況、資料4-5以降はそれぞれの内訳でございます。お時間がないので、説明は省略させていただいて、あとは後ほどお目通しいただければと。疑問点等ありましたら、事務局のほうにお尋ねください。</p> <p>ここで1点ご報告とお詫びがございます。資料4-3をご覧ください。個人情報保護制度の実施状況の(1)条例項目別の運用件数の表をご覧ください。上から5つ目の外部提供でございますが、その根拠として、真ん中あたり、緊急というものが1件ございます。こちらは個人情報保護条例の第15条第2項第2号に定めがありますもので、区民の生命や健康に対する危</p>
----	---

<p>会長</p>	<p>険などを避けるために、緊急かつやむを得ない場合は保有個人情報の外部提供ができるという規定に基づくものでございます。この規定により外部提供を行った場合は、条例の15条4項の規定に基づき、速やかにこちらの審議会に報告しなければならないと条例で定まっております。</p> <p>こちらの概要でございますが、昨年5月のお話です。目黒区が受信した「区長へのメール」という、区長に対していろいろご意見をいただくメールがございます。その中に、人命に危害を及ぼすおそれのある記載内容がございました。それは区長とか区の職員というものではなくて、一般の方に対する危害予告みたいなものでございましたため、区のほうも非常に懸念して警察に相談をいたしました。区長へのメールというのは、ご本人がお書きにならない限りは発信者のメールアドレスは記載されませんので、警察に相談する際に手がかりが全くないと捜査もできないということで、このメールのIPアドレスを相談の際に警察に提供したということがございます。</p> <p>以上が報告でございます。本来であれば、この審議会、昨年は6月当初にございました。その後も1年間に5回ございましたので速やかに報告すべきでしたが、こちらは報告事項であり、このようにご報告するというのを失念しておりまして申しわけありませんでした。今後このようなことがないように、万が一こういう緊急にかかわることがありましたら、皆様にすぐご報告できるように体制を整えてまいります。ご容赦ください。</p> <p>ご報告とお詫びは以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。警察の捜査との関係で、なかなか報告するタイミングがはかりづらかったと思いますけれども、今後は適切な時期にご報告いただければと存じます。</p> <p>それでは、報告事項につきまして、皆様方から何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>以上をもちまして、本日予定しておりました議題と報告事項は全て終了いたしました。</p>
-----------	--

5 その他

<p>会長</p>	<p>事務局から、その他として何かございますでしょうか。</p>
<p>区側</p>	<p>本日は長い時間ありがとうございました。</p> <p>次回でございますが、開催通知にもお書きしておりますとおり、1カ月後の7月1日月曜日、午後2時から、また第2回審議会を開催させていただきます。続けてになりますが、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>では、ご予定のほどよろしく願いいたします。</p> <p>では、本日の審議会を終了いたします。閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p>

以 上